

○奈良大学大学院社会学研究科履修規則

平成5年4月23日制定

改正

平成9年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成24年4月1日
平成26年4月1日
平成30年4月1日
令和4年4月1日

奈良大学大学院社会学研究科履修規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良大学大学院学則に基づき、社会学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目の履修等について必要な事項を定める。

(授業科目、授業の方法及び単位数)

第2条 本研究科社会学専攻の授業は、講義、演習及び実習とし、授業科目、単位数は別表のとおりとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 単位の基準は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業実施基準)

第3条 授業は、毎週2時間とし、1年間又は半年間にわたって行う。

(修了要件及び履修方法)

第4条 本研究科社会学専攻には、社会文化研究コースと臨床心理学コースの2つがあり、その内の一つを選択し、コースの変更は認めない。

社会学専攻の課程修了の要件は、本研究科に2年以上在学し、次に掲げる各コースの区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

社会文化研究コース

演習科目は、「社会文化研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4科目8単位を必修とする。

研究指導は、指導教員が担当する演習において行う。

選択必修科目A群から10科目20単位以上、B群から2科目4単位以上を選択履修するものとする。

臨床心理学コース

演習科目は、「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」及び「臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）・臨床心理査定演習Ⅱ」の6科目12単位を必修とする。

研究指導は、指導教員が担当する「臨床心理学演習」において行う。

実習科目は、「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習」の2科目4単位を必修とする。

特論科目は、「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」及び「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）・臨床心理面接特論Ⅱ」の4科目8単位を必修とする。

選択必修科目より、4科目8単位以上を選択履修するものとする。

2 臨床心理学コースにおいて、臨床心理士資格試験及び公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者の履修方法については別に定める。

(履修)

第5条 1年次において履修すべき単位数は、20単位以上とする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を指定の日までに研究科長に届け出なければならない。

（研究指導教員）

第6条 本研究科委員会は、学生の研究課題に応じて研究指導教員を決定する。研究指導教員は演習担当教員とし、入学年度の4月に決定する。変更の必要のある場合は、本研究科委員会で審議の上認めることがある。

（単位の認定）

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験又は研究報告により行う。

（成績の評価）

第8条 各授業科目の成績は、100点満点とし、その評価は、80点以上を優、79点から70点までを良、69点から60点を可、59点以下を不可とし、可以上を合格とする。

（成績の評価及び基準）

第8条の2 成績の評価基準は次のとおりとする。

成績	評価基準
優	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの。
良	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの。
可	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの。
不可	当該科目の履修において、目標を達成していないもの。

学位論文については、その内容が、形式、論旨、研究対象に対する分析・評価などの点において適切であり、学位論文としての水準に達していて、研究上の成果が見出されるものを、合格とする。

（学位の授与）

第9条 所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、学位規程所定の学位を授与する。

（規則の改廃）

第10条 この規則の改廃は、本研究科委員会の議を経なければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は本研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成9年4月1日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成17年4月1日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在學生については、従前の例による。

附 則（平成19年4月1日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在學生については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の在學生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の在學生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の在學生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和４年４月１日）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表

大学院社会学研究科 社会学専攻 授業科目

社会文化研究コース			
区分		授業科目	単位数
必修		社会文化研究演習Ⅰ	2
		社会文化研究演習Ⅱ	2
		社会文化研究演習Ⅲ	2
		社会文化研究演習Ⅳ	2
選択 必修	A 群	社会学特論Ⅰ	2
		社会学特論Ⅱ	2
		文化人類学特論Ⅰ	2
		文化人類学特論Ⅱ	2
		社会心理学特論Ⅰ	2
		社会心理学特論Ⅱ	2
		応用社会学特論Ⅰ	2
		応用社会学特論Ⅱ	2
		応用人類学特論Ⅰ	2
		応用人類学特論Ⅱ	2
		応用社会心理学特論Ⅰ	2
		応用社会心理学特論Ⅱ	2
		情報学特論Ⅰ	2
		情報学特論Ⅱ	2
		経済学特論Ⅰ	2
		経済学特論Ⅱ	2
		経営学特論Ⅰ	2
		経営学特論Ⅱ	2
	B 群	社会調査法特論	2
		多変量解析法特論	2
		質的調査法特論	2
		統計解析法特論	2

臨床心理学コース			
区分		授業科目	単位数
必修		臨床心理学演習Ⅰ	2
		臨床心理学演習Ⅱ	2
		臨床心理学演習Ⅲ	2
		臨床心理学演習Ⅳ	2
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
		臨床心理査定演習Ⅱ	2
		臨床心理基礎実習	2
		臨床心理実習	2
		臨床心理学特論Ⅰ	2
		臨床心理学特論Ⅱ	2
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
		臨床心理面接特論Ⅱ	2
	選択	A 群	臨床心理学研究法特論

必修		心理統計法特論	2
	B 群	発達心理学特論	2
		教育心理学特論	2
	C 群	社会心理学特論	2
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
	D 群	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
		精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
		心身医学特論	2
	E 群	投映法特論	2
		心理療法特論	2
	F 群	心理実践実習Ⅰ	2
		心理実践実習Ⅱ	8
		学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
		グループ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
		産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
		心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2